

## 登録免許税の改正

**Q** : 今年度の税制改正では、土地に関する登録免許税の改正があったそうですが、どのような改正だったのですか？

**A** : 軽減税率の見直しがされました。

### 【解説】

土地に関する登録免許税は、今年度の税制改正で、軽減税率が次のように見直されました。

- ① 売買による所有権移転の登記(本則20/1000)
  - イ. 登記を平成21年3月31日までに受ける場合 10/1000
  - ロ. 登記を平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に受ける場合 13/1000
  - ハ. 登記を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に受ける場合 15/1000
- ② 平成15年4月1日から平成18年3月31日までに仮登記を受けた者が、本登記を受ける場合の登録免許税は、それぞれ次の割合を控除した税率とされました。
  - イ. 登記を平成21年3月31日までに受ける場合 5/1000
  - ロ. 登記を平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に受ける場合 6.5/1000
  - ハ. 登記を平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に受ける場合 7.5/1000

